

平成 21 年 12 月 1 日発行

ストップ ザ 消費者被害

稚内市消費者被害防止連絡会ニュース No. 10

[事務局]

稚内市消費者センター

稚内市中央 4 丁目 16 - 2

稚内市保健福祉センター 2 階

電話 0162 - 23 - 4133

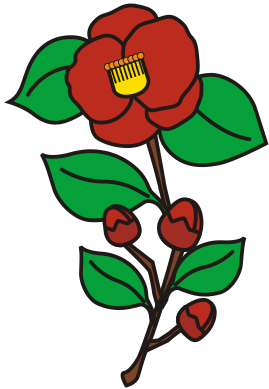
消費者行政一元化のため 消費者庁発足！

消費者団体の悲願であった「消費者庁」が、9 月 1 日に発足しました。これまで消費者行政は各省庁にまたがり、縦割り行政の弊害や規制する法令のない法のすき間の問題が指摘されていました。

消費者行政を一元化することで、製品事故や悪質商法などに迅速に対応できると期待されています。

消費者庁は、生活に身近な「特定商取引法」「景品表示法」「食品衛生法」など 29 の法律を所管し、消費者行政の「司令塔」としての役割を担うこととなります。

具体的には、相談窓口などに寄せられた悪質業者や消費者事故情報を集約し、調査・分析し、各省庁へ問題のある業者への指導・処分の要求や勧告を行ったり、悪質な事業者へは直接勧告や立ち入り調査をする権限もあります。



また、相談や苦情を受け付ける全国共通の電話番号の「消費者ホットライン」も、現在準備されています。

そして、消費者行政を監視するための、有識者（民間委員 9 名）からなる「消費者委員会」が同時に発足し、首相を通じて、各省庁に勧告する権限も与えられ、消費者庁が機能を発揮するための「カギ」になります。

特定商取引法・割賦販売法の改正で

12 月より 悪質商法の規制が強化されます！

契約書を受け取った日から 8 日以内であれば、訪問販売で購入した商品は、一部の商品を除き、原則すべての商品と役務がクーリング・オフの対象となります。

訪問販売業者は、一度購入を拒否された場合、同じ商品を再び勧誘することは出来ません。勧誘時の説明にうそや過量販売が判明した場合、その支払いのためのクレジット契約を取り消し、既に支払った金額を返還請求できます。

訪問販売で日常生活に通常必要とされる量を大幅に超えて商品を購入した場合、契約後 1 年間は契約解除できます。

各団体の動き

稚内警察署 11月6日、稚内警察署、警友会、防犯指導員協会は、北海道銀行稚内支店で、振り込め詐欺被害防止対策の一環として、ATM利用限度額引き下げキャンペーンを行い、現金自動預払機(ATM)の利用者に対してチラシなどを配布し、ATMの一日あたりの利用限度額を引き下げることによって、万が一の場合、被害額を最小限に抑えることができることを広報しました。



警察官や弁護士を騙った「振り込め詐欺」が発生しております。「落ち着こう 振り込む前に、相談を」を合言葉に、最寄の警察か消費者センターへ相談を！

宗谷支庁 11月10日の「市町村相談員研修」で、講師より、消費者庁や相談事例・相談処理について分かりやすく説明があり、特に、「騙されにくい住民・まちづくりのために、自治体職員が消費者相談員資格を取るぐらいの意気込みが必要」であることや、市町村が地域ぐるみで、消費者被害の未然防止に努めることが大切であると強調されました。

また、11月26日、「消費者被害未然防止対策事業(利尻町消費生活セミナー)」が開催されました。セミナーでは、「悪質商法の事例とその対処方法について」の講義とクイズ等の実習を行ない、自治会役員、婦人会役員、民生児童委員ほか多くの町民が参加し、真剣に耳を傾けていました。

出前講座

稚内市消費者センターは、11月15日、今恵恵寿会で「あなたを狙う悪質商法」をテーマに出前講座を実施しました。「バスに乗る」「お店で野菜を買う」など、こういったことは全て「契約」になることや、訪問販売ではクーリング・オフが使えることを説明しました。

また、還付金詐欺の寸劇を行い、振り込め詐欺の手口を紹介し、「急がせる」「無人のATMを指定する」時はあやしいと思うようにと、注意を促しました。

稚内市の出前講座「悪質商法について」の

申込み・問い合わせは、稚内市市民生活課 電話(直通)23-6413 まで。



振り込め詐欺犯人役(手前)に指示され、無人のATMを操作する被害者役(奥)

連絡会事務局 今年最後のニュースです。各団体のご協力により、2か月毎に発行することが出来ました。また、来年もよろしくお願ひします。